

水戸市立見川中学校いじめ防止基本方針

水戸市立見川中学校
R8. 4. 1

1 いじめ防止等の対策に関する基本的な考え方

(1) 目的

基本方針は、生徒に対するいじめの防止等に係る基本理念を定め、学校、保護者、地域住民、関係機関等の責務及び役割を明らかにするとともに、いじめの防止及び解決を図るための基本となる事項を定めることにより、全ての生徒が心豊かで安心・安全な生活を送ることができること、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

〔いじめ防止対策推進法第2条第1項〕

(3) 本校におけるいじめの状況

本校では、年間を通して定期的な教育相談や、毎月いじめの実態調査を実施している。令和7年度の調査結果では、ふざけやからかい等のさまざまなサインを見逃さないように、きめ細かに生徒を観察し、早期発見に努めた結果、44件のいじめを認知し、解決するまで対応した。また、いじめが落ち着いた後も声かけや観察を継続している。

具体的ないじめの態様については、「冷やかしかからかい、悪口、脅し文句を言われる。」が24件で最も多く、「軽くぶつかられたり、蹴られたりする。」9件、「仲間はずれ、無視をされる」2件、「その他」9件であった。

(4) いじめの防止等のために取り組む姿勢

- ① 学校(教職員)の姿勢として、「いじめは許さない」「いじめは見逃さない」「指導によっていじめは防止できる」を共通の意識としてもつ。
- ② 未然防止、早期発見こそ重要であるという認識を全教職員が共有し、いじめの兆候を見逃さない感覚と高い人権意識を身に付ける。
- ③ いじめに関する上記の教師の姿勢と感覚、いじめの兆候に対する組織的で素早い対応の積み重ねによって、いじめの芽を完全に摘むことを通して、どんなことがあってもいじめは許されないという規範意識を生徒、保護者の中に醸成する。
- ④ いじめの中には、教師が無意識のうちにその原因をつくってしまうことがあるので、その影響についての自覚をもち、教師自らの言動や姿勢、生徒の言動などに注意を払い適切に指導する。

いじめが発生した場合には、いじめを受けた生徒の立場を最優先に考え、心のケアや安心できる場所、状態の確保に努める。そして、いじめを行った生徒や傍観している生徒には、いじめを受けた生徒の心身の苦痛に共感し、いじめは許されない行為であることを自覚させる指導と生徒相互の関係回復に努める。

また、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるとして、背景事情の調査を行い、被害を受けた生徒の気持ちを重視した上で、いじめに当たるかどうかを判断する。

2 いじめの防止等のための対策の内容

(1) 組織等の設置

生徒指導部員会の中に、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、不登校対策担当、学年主任と生徒指導担当、養護教諭で「いじめ防止対策推進委員会」を位置付ける。

※ 必要に応じて(スクールカウンセラー、心の教室相談員)

(2) いじめの未然防止に関すること

- ① 人権感覚や意識の高揚を図るために、法務局と連携して実施する人権教室を行う。(第1学年)
- ② 生徒が主体的に取り組む「いじめ解決フォーラム」を行い(通年)、小中間で共通のスローガン等を決め連携を図るなど、全校で実践する。
- ③ インターネットを通じて行われるネットいじめを防止するために、メディア教育指導員等を活用した情報モラル教育を行う。(全学年)
- ④ いじめ解決推進事業「ふれあいプラン」の中で、生徒会、部活動、青少年育成会、ジュニアリーグとの連携によるあいさつ運動を行う。(毎月1回、原則第1月曜日)
- ⑤ 生徒会主体によるQボックス(見川中相談ポスト)を設置(通年)し、生徒が多様な方法で相談する機会がもてるようにする。

(3) いじめの早期発見に関すること

- ① 毎月のいじめの実態調査を実施し、適切に把握する。
- ② オンライン相談窓口の設置や毎朝の教育ダッシュボードによる「こころの健康観察」を実施し、事態把握に努める。また、相談体制については、文書等で周知する。
- ③ 保護者と連携するとともに、生徒の小さな変化に気付くことができるよう、教職員の意識を高め、生徒の観察に努める。
- ④ いじめの認知に関して、けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ⑤ 障害のある生徒、海外から帰国した生徒や外国人の生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒については、特に配慮をする。

(4) いじめの早期対応に関すること

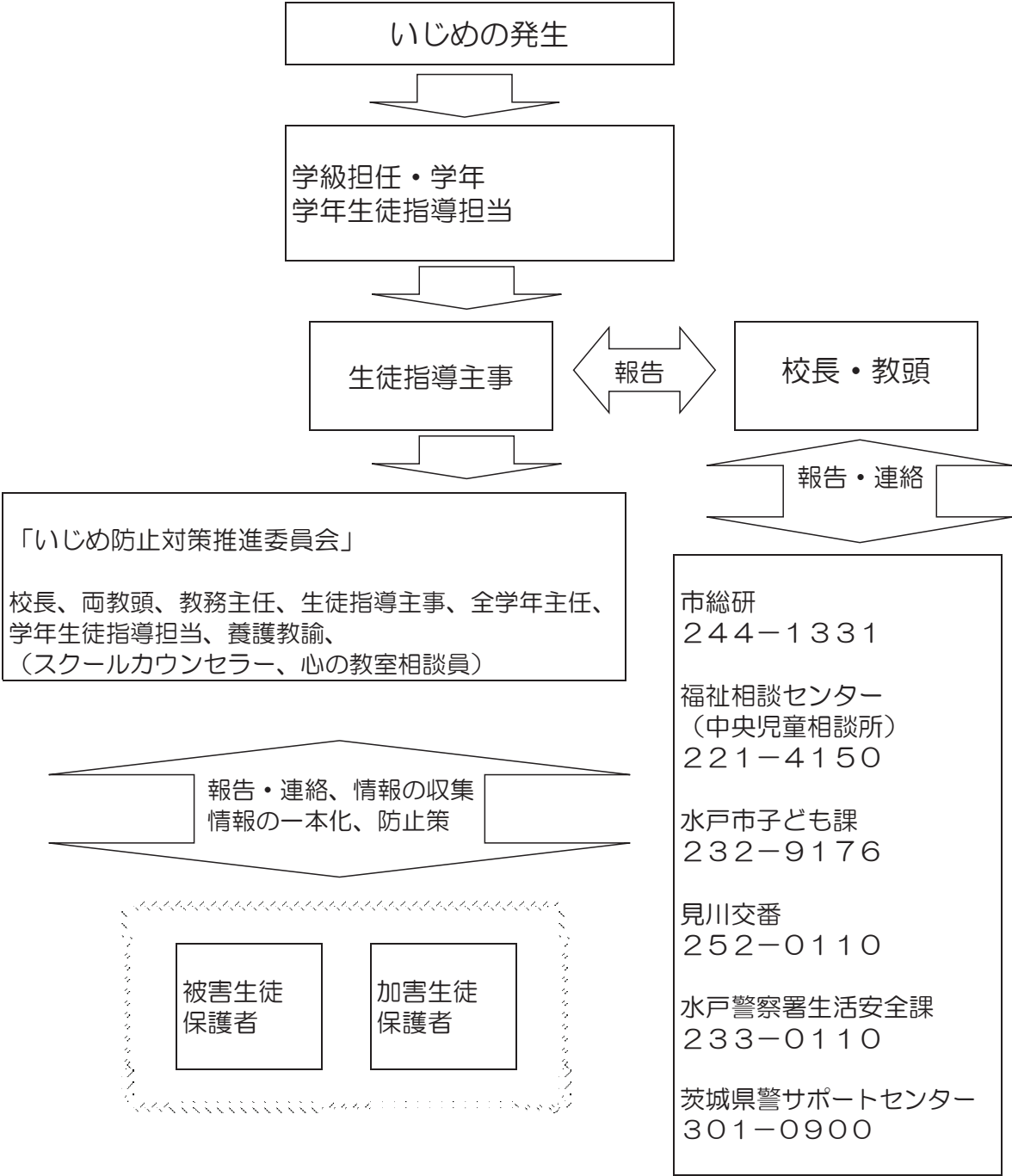
- ① 学校としての取り組み
 - ア いじめの事実を確認したときは、迅速かつ組織的に対応し、いじめを止めさせるとともに、再発防止に努める。
 - イ いじめを受けた生徒、その保護者への支援を最優先に行うとともに、情報共有に努める。
 - ウ いじめを行った生徒への指導及び支援とその保護者への助言に努める。
 - エ 傍観している生徒に対して、いじめは許されない行為であることの理解を促す指導及び相互の関係回復に努める。
 - オ インターネットや携帯電話等による誹謗中傷については、迅速かつ組織的に事実把握を行い、直ちに削除等の措置を行うように努める。また、必要に応じて、関係機関等の協力を求める。
 - カ いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるように、学習環境を整える。
 - キ 犯罪に触れるいじめの行為については、警察等との連携を図る。
特に、児童ポルノ関連の事案に関しては、一刻を争う事態も生じることから、被害の拡大を防ぐため、直ちに警察に相談・通報を行い、連携をとる。
- ② 被害生徒への対応
 - ア 生徒や保護者アンケートからいじめと確認された場合は、管理職(校長・教頭)の指示を受け、生徒指導主事を中心としたチームを設置する。生徒から個別に聞き取り(事実)を実施するなど、早急に対応し、重大事態にならないよう対処する。
 - イ 人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、寄り添った指導、悩みを受け止め支える指導を実践する。その際、指導の記録(5W1H)をきちんととる。

- ウ 保護者に対して、事実を説明するとともに、今後、いじめが繰り返されないような学校側の対応の仕方についても説明し、理解を得るようにする。
- エ 全職員に事実を周知し、被害生徒を守るためにサポートチームをつくり、休み時間の見守りなど必要に応じて解決に向けた支援を行う。
- オ 養護教諭やスクールカウンセラー、心の教室相談員、医師と連携してケアを行い、自己有用感をもたせる場の設定を行う。
- カ 緊急避難として欠席した場合は、本人・保護者と相談の上で学習を保障するため、オンライン学習等の手立てを講ずる。
- キ 家庭訪問や電話連絡を実施し、生徒や保護者に安心感をもたせる。
- ク 市総研に事実関係を報告する。
- ケ 「いじめの解消」については、被害生徒に対する謝罪、及び保護者の了解等の「解決」後、心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間(少なくとも3か月を目安)継続していること、被害生徒が自身の苦痛を感じていないことの確認ができた状態ととらえる。

③ 加害生徒への対応

- ア 事実確認を行い、いじめは許さないという毅然とした態度で継続的に指導を行う。自己の行為や相手への思いを考えさせ、立ち直りの支援を行う。
- イ いじめに至った原因や背景を確認し、二度といじめを起こさない環境づくりをする。
- ウ 保護者に連絡し、指導経過の報告をするとともに、家庭での様子を確認することで、今後の指導に生かすようにする。
- エ 必要に応じて、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせるなどの接触を防ぐ措置を講じる。

いじめ防止体制（いじめ発生時）



(5) 重大事態への対処

① 【重大事態の定義】

- ア いじめにより生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・ 生徒が自殺企図をした場合
 - ・ 生徒に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な損害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- イ いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ・ 年間30日を越える欠席がある場合
 - ・ 一定期間連続して欠席しているような場合
- ウ 被害生徒から申立があったときは、重大事態が発生したものと報告・調査に当たる。

② 【重大事態が発生した場合の基本的な姿勢】

学校は、教育委員会と連携し、事実解明への協力を依頼する。いじめの事実等について正確に伝え、説明責任を果たすように努める。

いじめを受けた生徒の心のケアや自信を回復するための最大限の努力を行うとともに、いじめに関与した生徒との関係回復のための取り組みに努める。

③ 【重大事態が発生した場合の調査】

※ 被害生徒や他の生徒の人権等を配慮した上で、行うことを条件とする。

ア 重大事態が生じた場合は、『拡大学校いじめ防止対策委員会』を設け、調査する。

イ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校生徒及び保護者に対しアンケート調査を行い、事実関係を把握し、『拡大学校いじめ防止対策委員会』に速やかに提出する。

その際、被害生徒の学校復帰が阻害されないように配慮する。

ウ 被害生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の取り扱いについては十分注意をする。

エ いじめを受けた生徒及び保護者に対し、調査結果の情報を適切に提供する。提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮する等、適切な方法で提供する。

④ 【重大事態への対処の流れ】

〔必ず報告する事項〕

ア いじめを受けた生徒の氏名・学年・性別

イ 被害の状況、欠席の状況その他生徒の状況

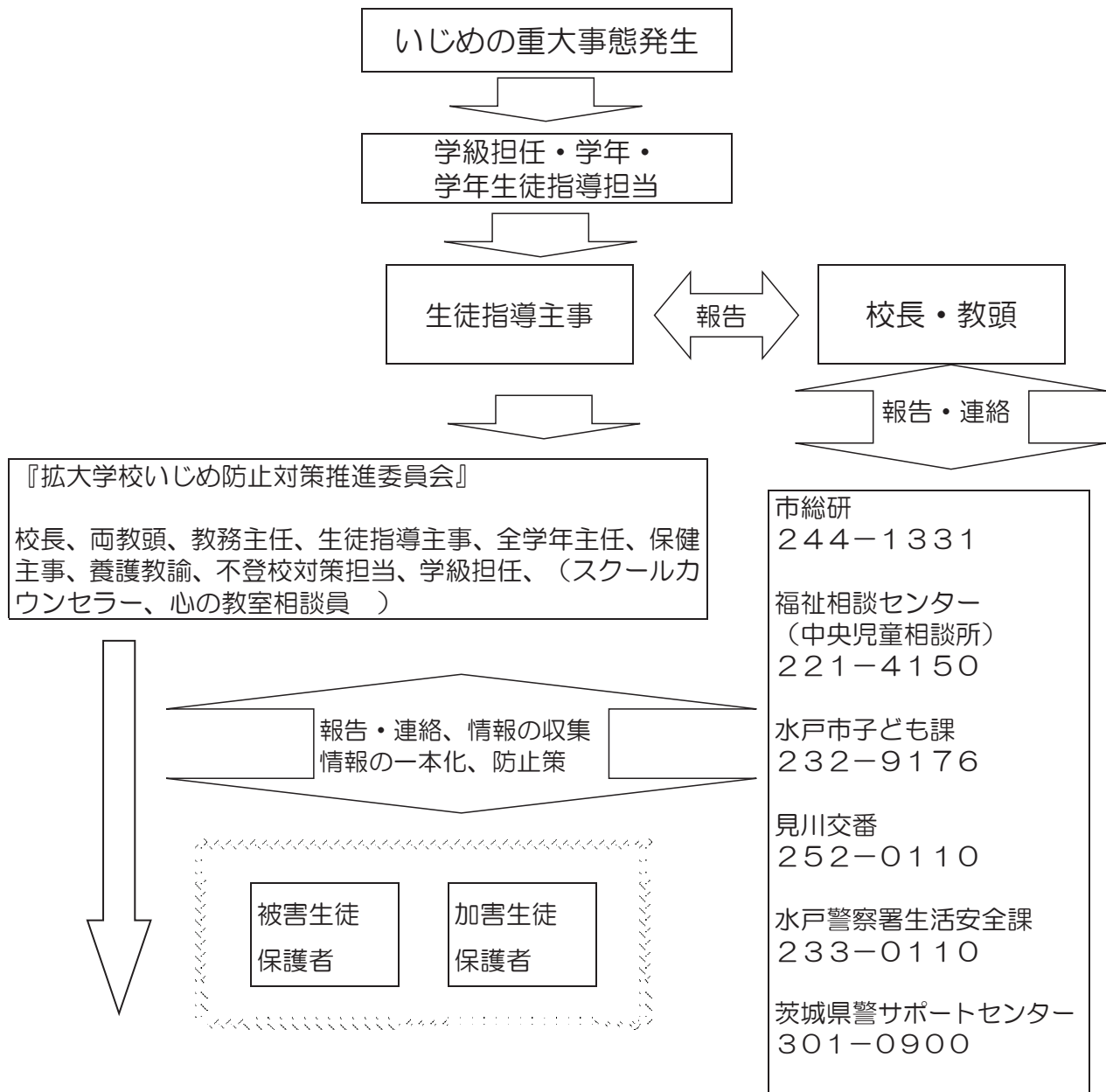
ウ 生徒・保護者から重大事態である旨の訴えがある場合はその内容

○ 聴取の対象者：いじめを受けた生徒、保護者、教職員（学級、学年、部活動等）、関係する生徒

○ 聴取内容：いじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員のこれまでの指導経緯等

○ 聴取内容及び支援方策について、いじめを受けた生徒及び保護者に説明

いじめ防止体制（重大事態発生時）



| 事後観察・支援の継続 | 報道等への対応 | 学校評価 |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常観察でのケア ・ 関係機関との連携 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口の一本化 ・ 市総研との連携 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 取り組みの分析 ・ 改善策の提示 |

3 その他

(1) 取り組みの評価及び検証

学校のいじめの防止等に向けた取り組みの検証を随時行い、その都度改善に努める。

(2) 方針の見直し

年に1回、いじめ防止対策推進法の施行状況等を勘案して、見直しを検討する。

附記

- ・平成26年 5月15日 策定
- ・平成29年 5月21日 一部改訂
- ・平成30年 4月16日 一部改訂
- ・令和 4年 4月 1日 一部改訂
- ・令和 5年 4月 1日 一部改訂
- ・令和 6年 4月 1日 一部改訂
- ・令和 7年 4月 7日 一部改訂
- ・令和 8年 3月27日 一部改訂